

大阪証券取引所との現物市場の統合に伴う業務規程等の一部改正について

平成 25 年 4 月 26 日
株式会社東京証券取引所

改正趣旨

当取引所は、業務規程等の一部改正を行い、本年 7 月 16 日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、株式会社大阪証券取引所（以下「大証」といいます。）の現物市場を株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の現物市場に統合するにあたり、大証の市場第一部・第二部（以下「大証本則市場」といいます。）に上場している銘柄を東証の市場第一部・第二部（以下「東証本則市場」といいます。）に上場するとともに、大証の JASDAQ に上場している銘柄を新設する東証の JASDAQ に上場するほか、現在、大証に上場しているその他の現物商品を新たに東証市場でも取り扱うこととするなど、東証の上場制度、取引参加者制度及び売買制度等について所要の整備を行うものです。

改正概要

（備 考）

1. 上場制度

（1）本則市場

a. 統合に伴う上場銘柄の引継ぎ

- ・ 本制度改正の実施日（以下「統合日」といいます。）の前日において東証に上場していない大証本則市場の上場銘柄は、統合日において東証本則市場に上場することとします。
- ・ 大証単独上場銘柄のうち、統合日前日に大証において市場第一部に指定されていたものについては、統合日において東証の市場第一部銘柄に指定します。
- ・ 統合日前日に東証本則市場と大証本則市場の双方に上場している銘柄のうち、東証の市場第二部銘柄であって、大証の市場第一部銘柄であるものについては、統合日において、東証の市場第一部又は市場第二部のいずれかを上場市場区分として、当該銘柄の発行者が選択するものとします。

b. 上場審査基準

- ・ 東証の現行制度を踏襲します。

- ・ 有価証券上場規程（以下「上場規程」という。）付則第 2 条第 1 項
- ・ 上場規程付則第 2 条第 1 項
- ・ 上場規程付則第 2 条第 3 項

- ・ 上場規程第 205 条、第 207 条等

c . 上場廃止基準	・上場規程第 601 条等
・ 東証の現行制度を踏襲します。	
d . 市場第一部銘柄指定基準・市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への 指定替え基準	・上場規程第 308 条、第 309 条、第 311 条等
・ 東証の現行制度を踏襲します。	
e . 上場関係料金	・有価証券上場規程施行規則 (以下「上場規程施行規則」という。) 第 709 条等
・ 東証の現行制度を踏襲します。	
(2) J A S D A Q 市場	
・ 東証において J A S D A Q を新設します。	・上場規程第 103 条
・ 統合日前日において大証の J A S D A Q に上場している銘柄は、統合日において東証の J A S D A Q (以下「東証 J A S D A Q 」といいます。) に上場することとします。ただし、統合日前日において東証本則市場と大証の J A S D A Q 、又は東証のマザーズと大証の J A S D A Q に重複して上場している銘柄については、東証本則市場若しくは東証 J A S D A Q のいずれか一方、又は東証のマザーズ若しくは東証 J A S D A Q のいずれか一方を上場市場として、統合日において当該銘柄の発行者が選択するものとします。	・上場規程付則第 8 条第 1 項 及び第 3 項
a . 上場審査基準・上場廃止基準	・上場規程第 216 条の 3、 第 216 条の 5 等
・ 原則として、大証の現行制度を踏襲します。	・上場規程第 604 条の 2 等
b . 上場関係料金	・上場規程施行規則第 709 条の 2 等
・ 原則として、大証の現行制度を踏襲します。	
(3) 上場市場の変更	
・ 東証 J A S D A Q から本則市場又はマザーズへの上場市場の変更、 及び本則市場又はマザーズから東証 J A S D A Q への上場市場の変更の制度を新設します。	・上場規程第 312 条、第 313 条の 2、第 313 条の 5 等

(4) 会社情報の適時開示

- ・ 東証の現行制度を踏襲します。
- ・ ただし、東証ＪＡＳＤＡＱのグロース区分の上場銘柄については、3か年の経営計画（以下「中期経営計画」といいます。）の策定及び当該中期経営計画に基づく投資者向け説明会の実施（投資者向け説明会の開催に相当する活動の実施を含む。）を義務づけることとします。

(5) 会社行動規範

- ・ 東証の現行制度を踏襲します。
- ・ ただし、東証ＪＡＳＤＡＱのグロース区分の上場銘柄にあっては、次の～について、上場日から1年を経過した日以後最初に終了する事業年度（～にあっては、上場日以後最初に終了する事業年度）に係る定時株主総会の日まで適用を免除します。

独立役員の確保

取締役会、監査役会又は委員会及び会計監査人の設置

監査証明を行う公認会計士等への会計監査人の選任

業務の適正を確保するために必要な体制の整備に係る決定

・ 上場規程第2編第4章第2節

・ 上場規程第421条の3及び第421条の4

・ 上場規程第2編第4章第4節

・ 上場規程第436条の2

・ 上場規程第437条

・ 上場規程第438条

・ 上場規程第439条

(6) 実効性確保措置

- ・ 東証の現行制度を踏襲します。

・ 上場規程第2編第5章

(7) 優先株等、債券及び転換社債型新株予約権付社債券に関する取扱い

- ・ 東証の現行制度を踏襲します。

・ 上場規程第3編第1章、第4編第1章及び第2章

・ 上場規程付則第14条

- ・ 統合日前日において、大証に上場する優先株等、債券又は転換社債型新株予約権付社債券のうち東証に上場していないものについては、統合日において東証に上場するものとします。

(8) 受益証券及び投資証券その他新商品に関する取扱い

a. EＴN（外国指標連動証券）

- ・ 東証の現行制度を踏襲します。

・ 上場規程第941条等

<p>b . E T F</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東証の現行制度を踏襲します。 ・ 統合日前日において東証に上場していない大証 E T F 市場の上場銘柄は、統合日において東証 E T F 市場に上場することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場規程第 1101 条等 ・ 上場規程付則第 11 条第 1 項
<p>c . 不動産投資信託証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東証の現行制度を踏襲します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場規程第 1201 条の 2 等
<p>d . ベンチャーファンド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東証においてベンチャーファンド市場を新設します。 ・ 統合日前日において大証のベンチャーファンド市場に上場している銘柄は、統合日において東証のベンチャーファンド市場に上場することとします。 ・ 原則として、大証の現行制度を踏襲します。ただし、市場の信頼性・利便性向上の観点から、次の見直しを行うこととします。 <p>予備申請制度を新たに設けることとします。 新規上場、適時開示及び上場廃止に関して実質的な判断を伴う部分についてのガイドラインを新設し、その作成、変更及び廃止に関する業務を自主規制法人に対して委託することとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場規程第 1301 条等 ・ 上場規程付則第 11 条第 1 項
<p>e . カントリーファンド（外国投資証券）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東証においてカントリーファンド市場を新設します。 ・ 統合日前日において大証のカントリーファンド市場に上場している銘柄は、統合日において東証のカントリーファンド市場に上場することとします。 ・ 原則として、大証の現行制度を踏襲します。ただし、市場の信頼性・利便性向上の観点から、次の見直しを行うこととします。 <p>予備申請制度を新たに設けることとします。 不動産投資信託証券の上場制度と同様に、上場申請者に資産運用会社を加えるほか、資産運用会社に関する上場審査基準・適時開示基準・上場廃止基準を新たに設けることとします。 新規上場、適時開示及び上場廃止に関して実質的な判断を伴う部分についてのガイドラインを新設し、その作成、変更及び廃止に関する業務を自主規制法人に対して委託することとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場規程第 1401 条等 ・ 上場規程付則第 11 条第 1 項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場規程第 1402 条 ・ 上場規程第 1401 条、第 1405 条第 1 号等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場規程第 1406 条等

とします。

f . 新商品に関する実効性確保措置

- ・ 東証の現行制度を踏襲します。

- ・ 上場規程第1317条、第1414条等

g . 新商品に関する上場規則の再構成

- ・ E T F に関する規則と、E T F 以外のファンドに関する規則について、定義規定を設けて用語の整理を行うとともに、それぞれを一つの編としてまとめ、「第5編 E T F 」及び「第6編 ファンド」として再構成することとします。

- ・ 上場規程第1001条、第1201条

2 . 取引参加者制度の整備について

(1) 市場統合に際しての取引資格の取扱い

- ・ 東証の現行制度を踏襲します。
- ・ 総合取引参加者は、東証 J A S D A Q に上場する有価証券の売買も行うことができるることとします。
- ・ 統合日前日の時点で東証の総合取引資格を有しない、大証の現物取引参加者又はジャスダック取引参加者に対して、当取引所の市場において、有価証券の売買を行うための取引資格（現物取引資格）を統合日に付与します。
- ・ 有価証券オプション取引を行う総合取引参加者及び有価証券オプション取引参加者は、株式会社日本証券クリアリング機構における指数先物等清算資格の取得又は指数先物等他社清算参加者との間で同機構の業務方法書に規定する清算受託契約の締結をしなければならないものとします。

- ・ 取引参加者規程（以下「取参規程」という。）第2条第2項

- ・ 取参規程付則第2項等

- ・ 取参規程第24条の3第3項等

(2) 取引参加料金

- ・ 東証の現行制度を踏襲します。
- ・ ただし、東証 J A S D A Q の立会取引に係る取引参加料金については、大証の J A S D A Q に係る取引参加料金制度を踏襲します。

- ・ 取引参加料金等に関する規則第3条の5第1項等

3 . 売買制度の整備について

(1) 売買制度

- ・ 東証の現行制度を踏襲します。
- ・ ただし、東証 J A S D A Q に上場する出資証券の配当落等の期日に

- ・ 業務規程第9条第3項等

については、大証のＪＡＳＤＡＱの現行制度における取扱いを踏襲します。

(2) 信用取引・貸借取引制度

a. 統合に伴う制度信用銘柄・貸借銘柄の引継ぎ

- ・ 大証単独上場銘柄又は大証ＪＡＳＤＡＱ銘柄(ＪＡＳＤＡＱ重複上場銘柄を除きます。)のうち、統合日前日に制度信用銘柄又は貸借銘柄であるものについては、統合日において、それぞれ東証の制度信用銘柄又は貸借銘柄に選定します。
- ・ 統合時重複上場銘柄又はＪＡＳＤＡＱ重複上場銘柄のうち、統合日前日に大証においてのみ貸借銘柄に選定されている銘柄については、統合日において東証の貸借銘柄に選定します。
- ・ 新設される東証カントリーファンド市場及び東証ベンチャーファンド市場の上場銘柄についても、制度信用取引・貸借取引の対象とします。

b. 制度信用銘柄の選定及び選定取消し基準

- ・ 制度信用銘柄に係る選定基準を現行の大証の基準に準じた基準に変更し、債務超過でない銘柄については、制度信用銘柄に選定することとします。
- ・ 制度信用銘柄のうち直近事業年度において債務超過になった銘柄は、選定を取り消します。

c. 貸借銘柄の選定及び選定取消し基準

- ・ 現行の東証の基準を踏襲します。

・ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則（以下「選定規則」という。）付則第2項

・ 選定規則付則第3項

・ 信用取引・貸借取引規程第7条第1項

・ 選定規則第2条第1項第2号等

・ 選定規則第5条第1号

・ 選定規則第3条等

・ 業務規程施行規則第1条の2

d. 指定証券金融会社

- ・ 指定証券金融会社について、1社を指定します。

後日通知にてご案内します。

e. 規制措置等に係るガイドライン

- ・ 市場統合前の東証のガイドラインを踏襲します。
- ・ 大証単独上場銘柄について統合日前日において、大証で行われている措置については、統合日において東証が引き継ぎます。

f. 信用取引残高の公表

- ・ 大証単独上場銘柄については、統合日に東証に新規上場した銘柄と

後日通知にてご案内しま

して取り扱います。

す。

4 . 売買システムの整備について

- ・ 現物市場に係る売買システムは、東証の売買システムを利用するこ
ととします。

5 . その他

- ・ その他所要の改正を行うものとします。

施行日

- ・ 平成25年7月16日から施行します。

以 上